

投票区割りの見直し案について

国立市選挙管理委員会

令和4年10月5日に第7回選挙管理委員会を開催し、当初の投票区見直し案について9月に実施したパブリックコメントの意見及び陳情の採択を踏まえ検討を行い、下記のとおり議決した。

1. 目的

現在の12投票区になってから50年程度経過しており、その間の人口の増減による投票区ごとの有権者数の偏りや投票所までの距離など、有権者の投票環境が必ずしも良いとは限らない状況である。

そのため、市内全体の投票区域において見直しを行うことで、有権者の便宜を図り投票率の向上を目指す。

2. 現状課題

- (1) 旧甲州街道南側ハケ下の区域については、投票所が無く坂を上って投票所に行く必要があり、高齢者にとっては負担となっている。また、投票所までの距離がある区域も多い。
- (2) 第4投票区（東地域防災センター）の投票所は、紆余曲折があり現在の場所に落ち着いている状況であるが、建物自体が狭く動線の確保が難しい状況である。
- (3) 第8投票区（第四小学校）は、期日前投票所を駅前市民プラザに開設したことにより投票日当日の投票者が減ってきている。また、駅北側の有権者からは、駅の南北に自由通路が出来たことにより距離が近くなった第4投票区（東地域防災センター）を投票所に編入してほしいとの要望がある。
- (4) 第9投票区（第一団地集会所）は、区域が狭く有権者数が減少傾向にあるが、投票日当日の投票率は、高い状況となっている。また、急な選挙時に行事等により借用が困難な場合があり、投票所を他の施設に変更する必要がある場合がある。
- (5) 第10投票区（第二中学校）は、有権者数が8,000人を超えており、投票日当日は、かなりの混雑により外の歩道まで列が出来ている。

3. 具体的な見直し案

(1) 新設及び統合をする投票区

- 南部地域に投票区及び投票所を新設する。対象区域は、ハケ下、泉町全域、谷保6・7丁目及び現第1・第12投票区の谷保地域の一部を投票区域とし、投票所は第三中学校とする。
- 現第8投票区（第四小学校）を廃止し、弁天通りを境に第4投票区及び第5投票区に編入する。

(2) 現状の各投票区及び投票所の見直し

- 第1投票区 南部地域を新第8投票区に編入し、富士見台第三団地を第10投票区から編入する。
- 第2投票区 変更なし
- 第3投票区 ハケ下部分を新第8投票区に編入する。谷保及び青柳の一部を第11投票区に編入する。
- 第4投票区 投票所を現在の東地域防災センターから駅前市民プラザに変更し、現第8投票区の一部を編入する。
- 第5投票区 現第8投票区の一部を編入する。
- 第6投票区 変更なし
- 第7投票区 第12投票区の一部を編入する。
- 第10投票区 富士見台第三団地を第1投票区に編入する。
- 第11投票区 谷保及び青柳の一部を編入する。泉3丁目を新第8投票区に編入する。矢川3丁目の一部を第3投票区に編入する。
- 第12投票区 谷保の一部を新第8投票区に編入し、富士見台1丁目の一部を第7投票区に編入する。

※当初案では、第9投票区（団地集会所）は廃止としていたが、パブリックコメントでの意見及び廃止に関する陳情の採択を受けて、懸案事項があるものの現状維持とした。

詳細は、別紙投票区見直し案（4ページ）のとおり

4. 今後のスケジュールについて

- (1) 令和4年国立市議会第4回定例会にシステム検証委託費を予算計上
- (2) 令和5年1月に国立市選挙執行規程の改正

- (3) 改正後、市報等で周知
- (4) 新投票区割の名簿システム設定変更
- (5) 令和5年3月1日の定時登録を新投票区にて実施
- (6) ポスター掲示場の設置場所選定

5. 実施予定選挙

令和5年4月に執行予定の統一地方選挙から実施予定

■別紙 投票区見直し案(10月5日確定)

